

練習問題

【目標時間】
各大設問 7分

- 1 下の会話文は、^{まさこ}雅子さんと^{ゆうすけ}雄介さんが「新しい人権」について調べ、会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。

〈会話文〉

雅子：新しい人権が主張されるようになった背景には、経済成長にともなう①環境破壊や生活環境の悪化、情報社会の進展などの社会の変化や、人々の人権に対する意識の高まりがあります。

雄介：新しい人権は憲法に直接の規定はありませんが、近年、②新しい人権を実質的に保障するための法律や制度が導入されてきました。

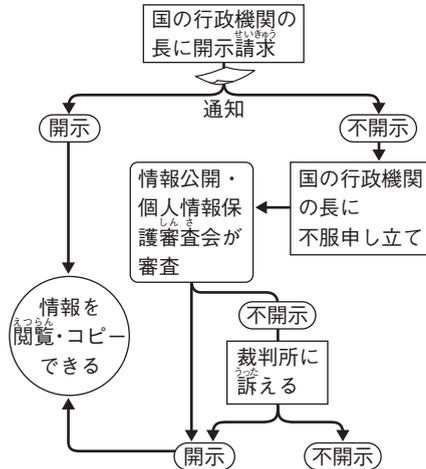
雅子：新しい人権が主張されるようになるとともに、その権利の保障をめぐって③裁判で争われる例もみられます。

- ★問1 下線部①について、現在、大規模な開発を行う場合には、環境アセスメントを行うことになっている。環境アセスメントとは何か、「事前に」の語句を使って書け。

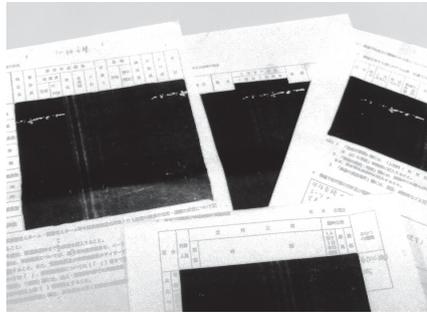
[

- ★問2 下線部②について、資料Ⅰは国の情報公開制度のしくみを示している。また、資料Ⅱは国に情報公開を求めて公開された文書である。資料Ⅰのように「不開示」と決定されたり、資料Ⅱのように文書がところどころ黒くぬりつぶされたりするのは、だれのどのような権利を守るためか、新しい人権とのかかわりで書け。

〈資料Ⅰ〉国の情報公開制度



〈資料Ⅱ〉公開された文書



[

- ★問3 下線部③について、資料Ⅲはある裁判の判決である。資料Ⅲの下線部のように、医師は治療法などについて患者に十分に説明する義務をもち、患者の同意を得るべきだと考えられている。このような同意を何というか、カタカナで書け。

[

〈資料Ⅲ〉

宗教上の理由から輸血を拒否していた人が、手術前にその意思を病院に伝えていたにもかかわらず、「無断で輸血され精神的な苦痛を受けた」として損害賠償を求めた。高等裁判所は、「輸血以外に救命手段がなければ輸血するという治療方針を患者に説明し、手術に同意するかどうかを患者が選択する権利を尊重すべきであった」として自己決定権を認め、損害賠償請求を認めた。

3

下の会話文は、先生と美香さんと満男さんが、日本の裁判のしくみについて会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。



裁判は古くから行われており、江戸時代には①幕府が定めた決まりに従って、奉行所の役人が裁いていました。近代的な裁判制度が導入されたのは、明治時代のことです。



大日本帝国憲法が発布され、司法権は裁判所が担うことになったのですね。でも、大日本帝国憲法では、司法権が完全に独立していたわけではないのですね。



そうです。②大日本帝国憲法の下での裁判は、主権をもつ()の名において行われていたのです。第二次世界大戦後、民主的な日本国憲法が公布され、国民に公正な裁判を受ける権利が保障されました。



裁判を受けるのは国民の権利なのですね。罪を決めるのが裁判と思っていましたが、それだけではないのですね。



裁判は、国民の権利と自由を守るためにあります。③裁判には、刑事裁判と民事裁判があり、どちらも裁判官に判定してもらうことができます。

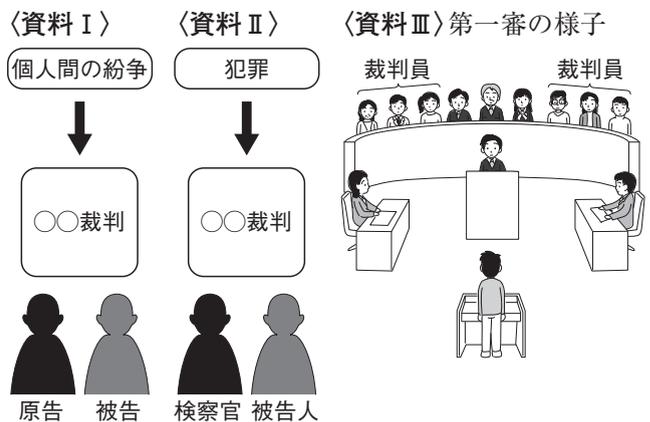
問1 下線部①について、下の□内は、美香さんがまとめたものである。①、㊦の()にあてはまるものを一つずつ選び、記号を書け。 ①[] ㊦[]

18世紀前半、①(あ 天保, い 享保, う 寛政)の改革を進めていた8代将軍徳川吉宗の命令によって、裁判の基準が定められた。これを㊦(え 武家諸法度, お 御成敗式目, か 公事方御定書)という。ただし、その内容は一般には公開されていなかった。

問2 下線部②の()にあてはまる語句を次の1～4から一つ選び、番号を書け。 []

- 1 内閣 2 軍
- 3 天皇 4 臣民(国民)

★問3 下線部③について、右の資料Ⅰ～Ⅲは刑事裁判・民事裁判のいずれかの様子を示している。資料Ⅱ、Ⅲが刑事裁判を示しているとわかる理由を「犯罪」と「参加」の語句を使って書け。



[]

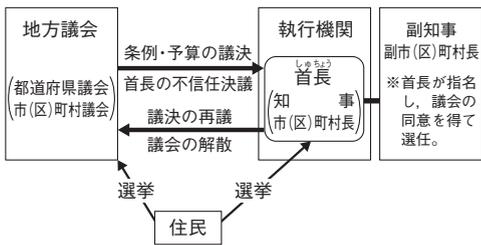
4

下の会話文は、晴翔さんと咲良さんが「身近に学ぶことができる政治」をテーマに学習した際に、資料をもとに会話した内容の一部である。会話文を読み、各問に答えよ。

晴翔：地方自治は民主主義の学校といわれているけれど、なぜだろう。
 咲良：資料Ⅰには国との関わりとは違う点がある。資料Ⅱも含めると、〔 A 〕が理由じゃないかな。
 晴翔：地方公共団体の運営について、資料Ⅲと資料Ⅳをみつけたよ。資料Ⅲの地方債について、資料Ⅳをみると〔 B 〕ことから、将来財政が破綻することも考えられるね。
 咲良：こんな状態なのに、日本は外国よりも若者の政治への関心が低いといわれているね。
 晴翔：今ある政党の考えと有権者が望むことが合っていないんじゃないかな？ 支持政党をもたない人などが増えているけど、これからはそれをどう変えていくかを考えないといけないね。

★問1 会話文の〔 A 〕にあてはまる内容を、資料Ⅰ、Ⅱから読み取り、「議員だけでなく」という書き出しで、「直接請求権」の語句を使って書け。

〈資料Ⅰ〉地方自治



〈資料Ⅱ〉住民の直接請求権

請求内容	必要な署名	請求先
条例の制定・改廃	有権者の1/50以上	首長
事務の監査		監査委員
議会の解散	有権者の1/3以上*	選挙管理委員会
議員・首長の解職		首長
主要な職員解職		

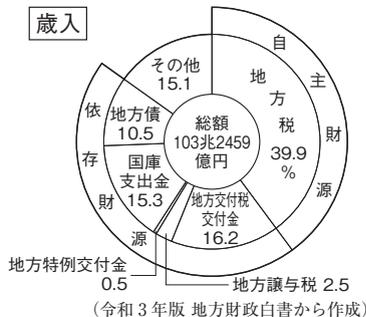
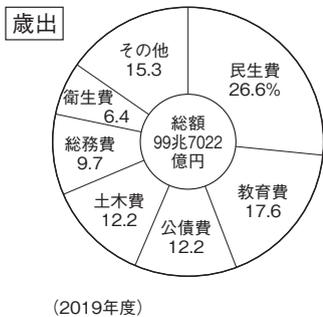
※原則

〔議員だけでなく

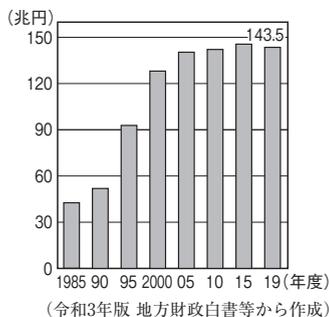
〕が理由)

★問2 会話文の〔 B 〕にあてはまる内容を、資料Ⅲ、Ⅳから読み取り、「自主財源」の語句を使って書け。

〈資料Ⅲ〉地方財政の歳出と歳入



〈資料Ⅳ〉地方債現在高



〔

〕ことから

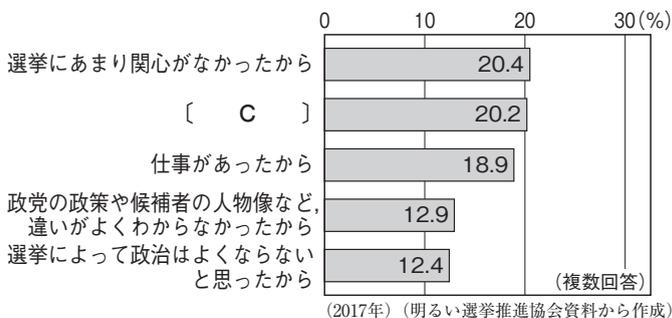
★問3 会話文の下線部について、資料Ⅴの a, b は「関心がある」「関心がない」のいずれかである。「関心がある」にあてはまるものを選び、記号を書け。また、会話文の内容から、資料Ⅵの〔 C 〕にあてはまると思われる内容を、「候補者や政党」の語句を使って書け。

〈資料Ⅴ〉政治に対する若者の関心度

国	関心がある (%)	関心がない (%)
日本	a 43.5%	b 47.0
ドイツ	70.6	27.5
韓国	53.8	37.6
アメリカ合衆国	64.9	29.4
イギリス	58.9	36.4

(内閣府資料から作成)

〈資料Ⅵ〉投票に行かなかった理由



内容〔

〕 記号〔 〕